

## 四條畷学園大学 研究活動における不正行為への対応等に関する規程

制定 平成28年3月1日

改定 令和元年7月9日

### (目的)

第1条 この規程は、四條畷学園大学(以下「本学」という。)の研究活動における不正行為への対応等に関し、必要な事項を定め、本学が不正行為に適切に対応することを目的とする。

### (適用)

第2条 この規程は平成26年8月26日付文部科学大臣決定「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき作成し、平成28年3月1日から適用する。「研究活動における特定不正行為への対応」「特定不正行為及び管理責任に対する措置」については、平成27年度当初予算以降(継続を含む。)における文部科学省の予算の配分又は措置により行われる全ての研究活動を対象とする。

### (用語の定義)

第3条 この規程において用いる用語の定義について示す。

#### (1) 競争的資金等

文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金

#### (2) 研究機関

上記(1)の競争的資金等、国立大学法人や文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費その他の文部科学省の予算の配分又は措置により、所属する研究者が研究活動を行っている全ての機関(大学、高等専門学校、大学共同利用機関、独立行政法人、国及び地方公共団体試験研究機関、企業、公益法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人等)

#### (3) 配分機関

上記(2)の研究機関に対して、上記(1)の競争的資金等の配分をする機関(文部科学省(それぞれの競争的資金等を所管する課室)、文部科学省が所管する独立行政法人)

#### (4) 研究・配分機関

上記(2)の研究機関及び(3)の配分機関

#### (5) 配分機関等

上記(2)の研究機関に対して、競争的資金等、基盤的経費その他の文部科学省の予算の配分又は措置をする機関(文部科学省(それぞれの競争的資金等又は基盤的経費を所管する課室)、文部科学省が所管する独立行政法人)

#### (6) 管理条件

文部科学省が、調査の結果、研究機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該研究機関に対し、改善事項及びその履行期限を示した競争的資金の交付継続の条件

### (不正行為の事前防止のための取組)

第4条 不正行為を抑止する環境整備

#### (1) 研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上

本学内の各学部長を「研究倫理教育責任者」とする。「研究倫理教育責任者」は環境整備を実施し、研究者に対して、研究倫理教育を、年1回実施する。

なお、学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、本学の教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて、学生に対する研究倫理教育を実施する。

#### (2) 倫理教育受講対象者及び受講義務者

倫理教育受講対象者は①所属する研究者(本学を本務とする者)と、②所属する研究者(本学以外に本務を有する者及び本務を有しない者)、③研究者支援人材、④学部学生である。

①は全員受講義務があり、②～④で、本学で研究活動に携わる者は全員受講義務がある。

(3) 研究機関における一定期間の研究のデータ保存。開示

研究者は研究内容に応じ、適宜、資料・情報・研究データを保存し、事後の検証又は追試が行えるよう、原則として成果発表後10年間保存し、必要な場合は開示しなければならない。

(研究活動における特定不正行為への対応)

第5条 対象とする研究課題及び不正行為等

対象とする研究活動、研究者及び不正行為は、以下のとおりとする。

(1) 対象とする研究活動

対象とする研究活動は、競争的資金等、国立大学法人や文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成等の基盤的経費その他の文部科学省の予算の配分又は措置により行われる全ての研究課題であり、他府省又は企業からの受託研究等による研究活動なども含む。なお特定不正行為(捏造・改ざん・盗用)については、平成27年度当初予算以降(継続を含む。)における文部科学省の予算の配分又は措置により行われる全ての研究活動を対象とする。

(2) 対象とする研究者

対象とする研究者は、上記(1)の研究活動を行っている研究者である。

(3) 対象とする不正行為(特定不正行為)

対象とする不正行為は、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用である(以下「特定不正行為」という。)

① 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

② 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

③ 盗用

他の研究者のアイデア、分析、解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

第6条 規程・体制の整備及び公表

特定不正行為の疑惑が生じたときの調査手続きや方法等に関して、これらの要約を本学のホームページ及びリンクページに掲示し、当該案件に係る配分機関等、及び文部科学省に報告を行う。

第7条 研究活動における不正行為に対応する責任体制

管理責任者を次のとおりとする。

- (1) 最高管理責任者(基本方針の策定・調査手続等必要な措置) : 学長
  - (2) 統括管理責任者(調査手続等必要な具体策の策定) : 事務長
  - (3) 研究倫理教育責任者(調査手続等必要な具体策の実施・教育の実施) : 学部長
- (特定不正行為の告発の受付等)

第8条 告発の受付体制

- (1) 特定不正行為に関する告発(本学の職員による告発のみならず、外部の者によるものを含む。以下同じ。)を受け、又は告発の意思を明示しない相談を受ける窓口(以下「受付窓口」という。)を統括管理責任者とする。
- (2) 設置受付窓口については本学のホームページ及びリンクページにて周知する。
- (3) 告発者の告発方法は書面、電話、FAX、電子メール、面談などである。

- (4) 告発の受付や調査・事実認定(以下単に「調査」という。)を行う者が自己との利害関係を持つ事案に関与しない。
- (5) 告発の受付から調査に至るまでの体制について、その責任者は学長とし、必要な組織を構築して企画・整備・運営する。

#### 第9条 告発の取扱い

- (1) 告発は、受付窓口に対する書面、電話、FAX、電子メール、面談などを通じて、直接行う。
- (2) 原則として、告発は顕名により行われ、特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみ受け付ける。
- (3) (2)にかかわらず、匿名による告発があった場合、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- (4) 告発があっても本学が、調査を行うべき機関に該当しないときは、「第12条 調査を行う機関」により調査機関に該当する研究・配分機関に当該告発を回付する。本学に回付されたら、本学に告発があったものとして当該告発を取り扱う。また、「第12条 調査を行う機関」により、告発があった研究・配分機関に加え、他にも調査を行う研究・配分機関が想定される場合は、該当する研究・配分機関に当該告発について通知する。
- (5) 書面による告発など、受付窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発がなされた場合は、告発者(匿名の告発者を除く。ただし、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は顕名による告発者として取り扱う。以下同じ。)に、告発を受け付けたことを通知する。
- (6) 告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認められた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。
- (7) 特定不正行為が行われようとしている、又は特定不正行為を求められているという告発・相談については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認められたときは、被告発者に警告を行う。ただし、被告発者の所属する研究機関でないときは、被告発者の所属する研究機関に事案を回付することができる。被告発者の所属する研究機関でない機関が警告を行った場合は、当該機関は被告発者の所属する研究機関に警告の内容等について通知する。

#### 第10条 告発者・被告発者の取扱い

- (1) 告発を受け付ける場合、個室で面談したり、電話や電子メールなどを窓口の担当職員以外は見聞できないようにしたりするなど、告発内容や告発者(「第9条 告発の取扱い」(6)及び(7)における相談者を含む。以下(「本条 告発者・被告発者の取扱い」)において同じ。)の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。
- (2) 受付窓口に寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底する。
- (3) 調査事案が漏えいした場合、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏えいした場合は、本人の了解は不要とする。
- (4) 悪意(被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。)に基づく告発を防止するため、告発は原則として顕名によるもののみ受け付けることや、告発には不正とする科学的な合理性のある理由を示すことが必要であること、告発者に調査に協力を求める場合があること、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明し

た場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発があり得ることなどを当該研究・配分機関内外にあらかじめ周知する。

- (5) 悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。
- (6) 相当な理由なしに、単に告発がなされたことをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしたりしてはならない。

#### 第 11 条 告発の受付によらないものの取扱い

- (1) 「第 9 条 告発の取扱い」(6)による告発の意思を明示しない相談について、告発の意思表示がなされない場合にも、本学の判断でその事案の調査を開始することができる。
- (2) 学会等の科学コミュニティや報道により特定不正行為の疑いが指摘された場合は、本学に研究機関に告発があった場合に準じた取扱いをする。
- (3) 特定不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている(特定不正行為を行なったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。)ことを、本学が確認した場合、本学に告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

(特定不正行為の告発に係る事案の調査)

#### 第 12 条 調査を行う機関

- (1) 本学に所属する(どの研究機関にも所属していないが専ら本学の施設・設備を使用して研究する場合を含む。以下同じ。)研究者に係る特定不正行為の告発があった場合、原則として、本学が告発された事案の調査を行う。
- (2) 被告者が複数の研究機関に所属する場合、原則として被告発者が告発された事案に係る研究活動を主に行っていた研究機関を中心に所属する複数の研究機関が合同で調査を行うものとする。ただし、中心になる研究機関や調査に参加する研究機関については、関係研究機関間において、事案の内容等を考慮して別の定めをすることができる。
- (3) 被告発者が現に所属する本学と異なる研究機関で行った研究活動に係る告発があった場合、現に所属する本学と当該研究活動が行われた研究機関とが合同で、告発された事案の調査を行う。
- (4) 被告発者が、告発された事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた研究機関を既に離職していた場合、現に所属する研究機関が離職した研究機関と合同で、告発された事案の調査を行う。被告発者が離職後、どの研究機関にも所属していないときは、告発された事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた研究機関が、告発された事案の調査を行う。
- (5) 本学が上記(1)から(4)までによって、告発された事案の調査を行うこととなった場合、被告発者が本学に、現に所属しているかどうかにかかわらず、誠実に調査を行わなければならない。
- (6) 被告発者が、調査開始のとき及び告発された事案に係る研究活動を行っていたときの双方の時点でいかなる研究機関にも所属していなかった場合や、調査を行うべき本学による調査の実施が極めて困難であると、告発された事案に係る研究活動の予算を配分した配分機関が特に認めた場合は、当該配分機関が調査を行う。この場合、本来調査を行うべき本学は当該配分機関から協力を求められたときは、誠実に協力しなければならない。
- (7) 本学は他の機関や学協会等の科学コミュニティに、また、配分機関は告発された事案に係る研究活動の分野に関連がある機関や学協会等の科学コミュニティに、調査を委託すること又は調査を実施する上での協力を求めることができる。このとき、「第 10 条 告発者・被告発者の取扱い」(1)から(3)まで及び「特定不正行為の告発に係る事案の調査 第 11 条 調査を行う機関」は委託された機関等又は調査に協力する機関等に準用される。

(告発に対する調査体制・方法)

### 第 13 条 予備調査

- (1) 「第 12 条 調査を行う機関」により、本学が調査を行う機関である場合は、告発を受け付けた後、速やかに、告発された特定不正行為が行われた可能性、告発の際、示された科学的な合理性ある理由の論理性、告発された事案に係る研究活動の公表から告発までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間、又は被告発者が所属する研究機関が定める保存期間を超えるか否かなど告発内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行う。本学は、下記第 13 条(2)の調査委員会を設置して予備調査に当たらせることができる。
- (2) 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発に係る予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯・事情を含め、特定不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。
- (3) 本学は、予備調査の結果、告発がなされた事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合、本調査を行う。本学は、告発を受けた後、本調査を行うか否か決定するまでの期間は 30 日以内とする。
- (4) 本学が本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。予備調査に係る資料等を保持し、その事案に係る配分機関及び告発者の求めに応じ開示するものとする。

### 第 14 条 本調査

#### (1) 通知・報告

- ① 本学が本調査を行うことを決定した場合、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう周到に配慮する。
- ② 本学は、当該事案に係る配分機関及び文部科学省に本調査を行う旨報告する。
- ③ 本学は、本調査の実施の決定後、実際に本調査が開始されるまでの期間を 30 日以内とする。

#### (2) 調査体制

- ① 本学は、本調査に当たっては、本学に属しない外部有識者を含む調査委員会を設置する。この調査委員会は、調査委員の過半数が外部有識者で構成され、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係(例えば、特定不正行為を指摘された研究活動が論文のとおり成果を得ることにより特許や技術移転等に利害があるなど。)を有しない者でなければならない。
- ② 本学は、調査委員会を設置したときは、調査員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すものとする。これに対し、告発者及び被告発者は、通知を受け取った日から 7 日以内に異議申立てをすることができる。意義申立てがあった場合、内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
- ③ 本学は、「本学における調査委員会」の位置付けについて定める。

#### (3) 調査方法・権限

- ① 本調査は、告発された事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより行われる。この際、被告発者の弁明の聴取が行われなければならない。
- ② 告発された特定不正行為が行われた可能性を調査するために、調査委員会が再実験などにより再現性を示すことを被告発者に求める場合、又は被告者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会(機器、経費等を含む。)に

関し本学により合理的に必要と判断される範囲内において、これを行う。その際、調査委員会の指導・監督の下に行う。

- ③ 上記①、②に関して、本学は調査委員会の調査権限について別途定め、関係者に周知する。この調査権限に基づく調査委員会の調査に対し、告発者及び被告発者などの関係者は誠実に協力しなければならない。また、本学以外の機関において調査がなされる場合、本学は当該機関に協力を要請する。
- (4) 調査の対象となる研究活動  
調査の対象には、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究活動も含めることができる。
- (5) 証拠の保全措置  
本学が調査機関であるときは、本調査に当って、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をする。本学が告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関で、調査機関となっていないときは、本学は調査機関の要請に応じ、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。これらの措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動を制限しない。
- (6) 調査の中間報告  
調査機関が本学であるときは、告発された事案に係る研究課題の予算の配分又は措置をした配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関等に提出する。
- (7) 調査における研究又は技術上の情報の保護  
調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮する。

(認定)

#### 第 15 条 認定

- (1) 本調査の開始後、調査委員会が調査した内容をまとめるまでの期間は目安として、150 日以内とする。
- (2) 調査委員会は、上記(1)の期間を目安として調査した内容をまとめ、特定不正行為がおこなわれたか否か、特定不正行為と認定された場合はその内容、特定不正行為に関与した者とその関与の度合い、特定不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定する。
- (3) 特定不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- (4) 上記(2)又は(3)について認定を終了したときは、調査委員会は直ちに、最高管理責任者に報告する。

#### 第 16 条 特定不正行為の疑惑への説明責任

調査委員会の調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続きに則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

#### 第 17 条 特定不正行為か否かの認定

- (1) 調査委員会は、上記第 16 条により被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、特定不正行為か否かの認定を行う。証拠の証明力は、調査委員会の判断に委ねられるが、被告発者の研究

体制、データチェックのなされ方など様々な点から客観的不正行為事実及び故意性等を判断することが重要である。なお、被告発者の自認を唯一の証拠として特定不正行為と認定することはできない。

- (2) 特定不正行為に関する証拠が提出された場合には、被告発者の説明及びその他の証拠によって、特定不正行為であるとの疑いが覆されないときは、特定不正行為と認定される。また、被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、特定不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示さないときも同様とする。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由（例えば災害など）により、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。また、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在などが、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や被告発者が所属する、又は告発に係る研究活動を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合についても同様とする。
- (3) 上記第 16 条の説明責任の程度及び上記(2)の本来存在すべき基本的要素については、研究分野の特性に応じ、調査委員会の判断に委ねられる。

#### 第 18 条 調査結果の通知及び報告

- (1) 調査結果（認定を含む。以下同じ。）は、速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で特定不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知する。被告発者が本学以外に所属している場合は、その所属機関にも当該調査結果を通知する。
- (2) 上記(1)に加えて、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に当該調査結果を報告する。
- (3) 悪意に基づく告発との認定があった場合は、告発者の所属機関にも通知する。

#### 第 19 条 不服申立て

- (1) 特定不正行為と認定された被告発者は、通知を受け取った日から14日以内に、調査機関に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- (2) 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。この場合の認定については、上記第 15 条(3)を準用する。）はその認定について、上記(1)の例により不服申立てをすることができる。
- (3) 不服申立ての審査は調査委員会が行う。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、調査機関は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせる。ただし、調査機関が当該不服申立てについて調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りではない。
- (4) 特定不正行為があったと認定された場合に係る被告発者による不服申立てについて、調査委員会（上記(3)の調査委員会に代わる者を含む。以下「第 19 条不服申立て」において同じ。）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに調査機関に報告し、調査機関は被告発者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、調査機関は以後の不服申立てを受け付けないことができる。

上記(1)の不服申立てについて、再調査を行う決定を行った場合には、調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には直ちに調査機関に報告し、調査機関は被告発者に当該決定を通知する。

- (5) 本学は、被告発者から特定不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、告発者に通知する。加えて、本学は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- (6) 調査委員会が再調査を開始した場合は、50 日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに本学に報告し、本学は当該結果を非告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知する。加えて、本学は、その事案に係る配分機関及び文部科学省に報告する。
- (7) 上記(2)の悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申し立てがあった場合、本学は、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。加えて、本学は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。
- (8) 上記(2)の不服申立てについては、調査委員会は 30 日以内に再調査を行い、その結果を直ちに本学に報告するものとする。本学は、当該結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。加えて、本学はその事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。なお、その報告書に盛り込むべき事項は下記「参考資料1」とする。

#### 第 20 条 調査結果の公表

- (1) 本学は、特定不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。
- (2) 本学は、特定不正行為が行われなかったとの認識があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあったときは、調査結果を公表する。悪意に基づく告発の認定があったときは、調査結果を公表する。
- (3) 上記(1)、(2)の公表する調査結果の内容(項目等)は、本学の定めるところによる。

#### 第 21 条 告発者及び被告発者に対する措置

- (1) 特定不正行為が行われたとの認定があった場合、特定不正行為への関与が認定された者及び関与したとまで認定されないが、特定不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者(以下「被認定者」という。)が本学の所属者である場合、被認定者に対し、内部規程に基づき適切な処置をとるとともに、特定不正行為と認定された論文等の取下げを勧告する。
- (2) 告発が悪意に基づくものと認定された場合、告発者が本学に所属する場合は、当該者に対し、内部規程に基づき適切な処置を行う。

第 22 条 この規程の改廃は、運営協議会の審議を経て学長が決定する。

(附則)

この規程は平成28年3月1日から施行する。

(附則)

この規程は令和元年7月9日から施行する。

(参考資料1)

調査結果の報告書に盛り込むべき事項

##### 1. 経緯・概要

- (1) 発覚の時期及び契機(※「告発」の場合はその内容・時期等)
- (2) 調査に至った経緯等

##### 2. 調査

- (1) 調査体制(※調査機関に属しない外部有識者を含む調査委員会の設置)
- (2) 調査内容



- ① 調査期間
  - ② 調査対象(※対象者、対象研究活動、対象経費[競争的資金等、基盤的経費])
  - ③ 調査方法・手順(例:書面調査[当該研究活動に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査等]、関係者のヒアリング、再実験を行った場合は、その内容及び結果等)
  - ④ 調査委員会の構成(氏名・所属を含む。)、開催日時・内容等
3. 調査の結果(特定不正行為の内容)
- (1) 認定した特定不正行為の種類(例:捏造、改ざん、盗用)
  - (2) 特定不正行為に係る研究者(※共謀者を含む。)
    - ① 特定不正行為に関与したと認定した研究者(所属・職(※現職)、研究者番号)
    - ② 特定不正行為があったと認定した研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定した研究者(氏名(所属・職(※現職))、研究者番号)
  - (3) 特定不正行為が行われた経費・研究課題
    - <競争的資金等>
      - ① 制度名
      - ② 研究種目名、研究課題名、研究期間
      - ③ 交付決定額又は委託契約額
      - ④ 研究代表者氏名(所属・職(※現職))、研究者番号
      - ⑤ 研究分担者及び連携研究者氏名(所属・職(※現職))、研究者番号
    - <基盤的経費>
      - ① 運営費交付金
      - ② 私学助成金
  - (4) 特定不正行為の具体的な内容(※可能な限り詳細に記載すること)
    - ① 手法
    - ② 内容
    - ③ 特定不正行為と認定した研究活動に対して支出された競争的資金等又は基盤的経費の額及びその用途
  - (5) 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由
4. 調査機関がこれまで行ってきた措置の内容  
(例)競争的資金等の執行停止等の措置、関係者の処分、論文等の取下げ勧告等
5. 特定不正行為の発生要因と再発防止策
- (1) 発生要因(不正が行われた当時の研究機関の管理体制、必要な規程の整備状況を含む)(※可能な限り詳細に記載すること)
  - (2) 再発防止策